

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社を元請とする工事現場において左官として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、左官砂の搬入中、クローラクレーンから落ちてきた敷鉄板が請求人に当たり、負傷した。

請求人は、同日、B病院に受診し「右足関節挫創、末梢神経障害性疼痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は障害等級第12級よりも上位の等級に該当すると主張することから、以下、検討する。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主訴及び医学的見解等から、右足関節及び右足踵部の「醜状障害」、右足関節の「機能障害」及び右足関節から右足趾にかけての「神経症状」と認められる。

このうち、醜状障害と機能障害については、決定書に説示するとおり、前者については手のひら大に満たない手術痕を残すにとどまるものであり、後者は健側に比して3/4以下に制限されていないことから、いずれも障害等級に該当しないものと判断する。

次に、神経症状について、C医師は、平成○年○月○日付け障害診断書において、要旨、「右足くるぶしより下に痛み残存。適宜神経ブロックなどによる。今後アフターケアが必要である。X線上骨委縮なし」とし、平成○年○月○日の意見書において、請求人の主訴として「足の疼痛、しびれを訴える。」、治療見込みの時期として「平成○年○月末で症状固定の状態。カウザルギー様の状態で強い疼痛がある。」と述べているところ、カウザルギーであると断定しているものではない。

また、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「X線写真上、骨委縮については明らかなものは認められない。右足関節から右足趾にかけての疼痛やしびれは、『通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差支えがあるもの』に相当すると考えられる。RSDやカウザルギーとは断定しがたい。」と述べている。

当審査会是一件記録を精査したが、特殊な性状の疼痛であることを裏付ける骨萎縮等の他覚的所見は認められず、決定書に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第12級の上位等級である第9級の7の2には至らないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。